

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 7 件

## 三重厚生年金 事案 1592

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 64 年 1 月 1 日から平成 2 年 3 月 1 日まで  
申立期間について、実際の給与額と記録されている標準報酬月額と相違しているので、厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、昭和 64 年 1 月 1 日付けで 26 万円から 14 万 2,000 円へ月額変更の処理がされていることが確認できる。

しかしながら、申立人及び申立人と同様に昭和 64 年 1 月 1 日付けで月額変更の処理がされている同僚は、給与額は退職するまで大きな変動は無かった旨の供述をしている上、当時の給与計算担当者は、「申立期間当時に控除していた厚生年金保険料は、最初に事業主から教えていただいた標準報酬月額に基づく金額で控除しており、控除金額を下げた記憶は無く、給与の総支給額についても、大幅に下がれば記憶しているが、そのようなことは無かった。」と供述している。

また、当該事業所における同僚が提出した給与明細書によると、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されているとともに、その控除額は、毎月の稼働率によって支給額が決定される「管理維手当」を除いた支給額の合算額に見合う標準報酬月額に基づく額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人についても上記同僚と同様に、申立

期間において当該月額変更処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 63 年 12 月の月額変更前の記録から、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主に連絡をするものの照会できず、関連資料等を確認することはできないが、オンライン記録の標準報酬月額が、当該月額変更の届出及び算定基礎届など、事業主による複数回の届出機会において報酬の実態と相違していると認められることから、事業主は、同僚の給与明細書等で推認される実際の報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1593

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月21日から3年3月31日まで  
申立期間について、実際の給与額と記録されている標準報酬月額と相違しているので、厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、平成元年6月9日付けで、同年1月21日の資格取得時に遡って15万円に引き下げられ、その後の定時決定においても、同額で届出が行われ、事業所が適用事業所に該当しなくなった3年3月31日まで継続していることが確認できる。

しかしながら、申立人の普通預金取引明細によると、平成2年1月及び同年3月から11月までの給与振込額（手取額）は24万1,252円以上であることが確認できることから、保険料等の控除額を加算した総支給額は、少なくとも遡及訂正前の標準報酬月額以上であることが推認できる。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和63年9月1日に被保険者資格を取得した同僚のうち、複数の同僚について、64年1月1日付けの月額変更処理で標準報酬月額が低額に変更されているが、当時の給与計算担当者は、「当時に控除していた厚生年金保険料は、最初に事業主から教えていただいた標準報酬月額に基づく金額で控除しており、控除金額を下げた記憶は無く、給与の総支給額についても、大幅に下がれば記憶しているがそのようなことは無かった。」と供述している。

さらに、当該事業所における同僚が提出した給与明細書によると、オンラ

イン記録で確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されているとともに、その控除額は、毎月の稼働率によって支給額が決定される「管理雑手当」を除いた支給額の合算額に見合う標準報酬月額に基づく額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人についても上記同僚と同様に、申立期間において当該資格取得時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年1月の資格取得時の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主に連絡をするものの照会できず、関連資料等を確認することはできないが、オンライン記録の標準報酬月額が、当該遡及訂正の届出及び算定基礎届など、事業主による複数回の届出機会において報酬の実態と相違していると認められることから、事業主は、同僚の給与明細書等で推認される実際の報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1594

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から3年1月21日まで

給与明細書に記載されている報酬月額等が社会保険事務所（当時）に記載されている標準報酬月額と相違しているため、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は9万8,000円と記録されている。

しかし、申立人は、A社を退職後、雇用保険の基本手当を受給しており、職業安定所提出の支給台帳全記録照会の賃金日額から換算すると、申立人の同社退職前過去6か月（平成2年7月から同年12月までの間）における平均給与支給額は約30万3,000円であることが推認できるところ、申立人から提出された預金通帳の写しから、平成2年1月から10月までに同社から振り込まれている給与額は毎月変動があるものの、社会保険料等の控除額を考慮すると上記の額とほぼ符合する。

また、申立人の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額（22万円）に相当するとともに、毎月の稼働率によって支給額が決定される「管理維手当」を除いた支給額の合算額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和63年9月1

日に被保険者資格を取得した同僚のうち、複数の同僚について、64年1月1日付けの月額変更処理で標準報酬月額が低額に変更されているが、当時の給与計算担当者は、「当時に控除していた厚生年金保険料は、最初に事業主から教えていただいた標準報酬月額に基づく金額で控除しており、控除金額を下げた記憶は無く、給与の総支給額についても、大幅に下がれば記憶しているがそのようなことは無かった。」と供述している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主に連絡をするものの照会できず、関連資料等を確認することはできないが、オンライン記録の標準報酬月額が、資格取得届及び算定基礎届など、事業主による複数回の届出機会において報酬の実態と相違していると認められることから、事業主は、同僚の給与明細書等で推認される実際の報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1595

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から49年2月1日まで

昭和48年4月1日にB社へ入社したが、新しく設立したグループ会社であるA社で勤務するようになった。しかし、厚生年金保険の資格取得日が入社日ではなく49年2月1日となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社における複数の同僚の供述及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が同社に勤務していることが推認できる。

また、上記同僚のうち一人が保管している給与支払明細書によると、当該同僚は申立期間を含む昭和48年1月から49年1月までの期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間は適用事業所としての記録が無いが、同社は47年11月25日に法人として設立登記されている上、複数の同僚の供述によると5人以上の従業員が常時勤務していたと認



められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重国民年金 事案 1022 (事案 786 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から13年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から13年9月まで  
前回、申立期間に係る年金記録の訂正は認められないとの通知を受けた  
が、間違いなく国民年金保険料を納付した。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親に聴取したところ、申立人が婚姻中には申立人の保険料を納付した記憶は無く、申立人の離婚後の納付についても納付時期等の記憶は明確でないとしていること、戸籍の附票から確認できる申立人の申立期間当時の住所地から、申立期間当時、申立人の国民年金保険料の納付書が申立人の母親の元に送付されることは無かったものと考えられること、申立期間のうち平成11年10月から12年3月までは申請免除期間となっているが、当該期間について申立人が追納の申込みを行った形跡は無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間の国民年金保険料について納付したことは間違いがないため、年金記録を訂正してほしいと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月、47年1月から48年2月までの期間、同年6月から49年12月までの期間、50年7月から55年5月までの期間、58年1月から60年12月までの期間及び平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月  
② 昭和47年1月から48年2月まで  
③ 昭和48年6月から49年12月まで  
④ 昭和50年7月から55年5月まで  
⑤ 昭和58年1月から60年12月まで  
⑥ 平成9年3月

国民年金保険料の納付が遅れているので、納付するようにと納付書が送られてきた。2か月分や3か月分の納付書が送られてくることもあったが、請求された分は全て、妻が銀行で納付した。また、保険料の免除期間があるが、免除の申請をした覚えは無い。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の妻に聴取しても、国民年金の加入手続並びに遡及納付していた時期及びその納付月数等についての具体的な記憶も無く、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和55年6月に夫婦連番で払い出されており、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人夫婦の国民年金加入手続は、その頃行われたものと考えられ、当該記号番号に係るA市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、共に「S55.6～納付」と記載されており、事実、申立人夫婦共、同年同月から57年12月までの保険料は現年度納付されていることを踏まえる

と、申立人夫婦は、加入手続を行った 55 年 6 月の保険料から納付を開始したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、A 市の国民年金被保険者名簿から、夫婦共、昭和 63 年 2 月に、その時点で遡及納付可能な 61 年 1 月まで遡及した上で、同年同月及び同年 2 月の保険料を過年度納付しており、それ以降、申立人と申立人の妻とでは納付回数及び納付月数が異なっているものの、63 年 11 月までにかけて、複数回にわたり保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人夫婦が行っていたとする遡及納付は、これらの期間に係る遡及納付である可能性がうかがわれる上、最初の遡及納付が行われた同年 2 月の時点では、申立期間①から⑤までは、全て時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間⑤のうち昭和 58 年 1 月から 60 年 3 月までについて、オンライン記録では国民年金保険料の申請免除期間となっているところ、申立人夫婦は、これまで保険料の免除申請手続を行ったことは無いとしているが、A 市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、共に「57. 12. 9 免除該当処理（申請免除 58. 1～）」と記載されており、申立期間⑤について、その当時既に申請免除期間とされていたことが確認でき、当該期間が申請免除期間となっているオンライン記録に不自然さは見受けられない。

その上、申立期間⑥については、申立人の妻も同期間の保険料が未納となっているが、当該期間は平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後の時期であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化等事務処理の機械化が図られていた状況下において、夫婦共に年金記録管理に過誤が生ずることは考え難い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 1024

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から55年5月までの期間、58年1月から60年12月までの期間及び平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から55年5月まで  
② 昭和58年1月から60年12月まで  
③ 平成9年3月

国民年金保険料の納付が遅れているので、納付するようにと納付書が送られてきた。2か月分や3か月分の納付書が送られてくることもあったが、請求された分は全て、銀行で納付した。また、保険料の免除期間があるが、免除の申請をした覚えは無い。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金の加入手続並びに遡及納付していた時期及びその納付月数等についての具体的な記憶も無く、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和55年6月に夫婦連番で払い出されており、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人夫婦の国民年金加入手続は、その頃行われたものと考えられ、当該記号番号に係るA市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、共に「S55.6～納付」と記載されており、事実、申立人夫婦共、同年同月から57年12月までの保険料は現年度納付されていることを踏まえると、申立人夫婦は、加入手続を行った55年6月の保険料から納付を開始したものとするのが自然である。

さらに、申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、A市の国民年金被保険者名簿から、夫婦共、昭和63年2月に、その時点で遡及納付可能な61

年1月まで遡及した上で、同年同月及び同年2月の保険料を過年度納付しており、それ以降、申立人と申立人の夫とでは納付回数及び納付月数が異なっているものの、63年11月までにかけて、複数回にわたり保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人夫婦が行っていたとする遡及納付は、これらの期間に係る遡及納付である可能性がうかがわれる上、最初の遡及納付が行われた同年2月の時点では、申立期間①及び②は、全て時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間②のうち昭和58年1月から60年3月までについて、オンライン記録では国民年金保険料の申請免除期間となっているところ、申立人夫婦は、これまで保険料の免除申請を行ったことは無いとしているが、A市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、共に「57. 12. 9 免除該当処理（申請免除58. 1～）」と記載されており、申立期間②について、その当時既に申請免除期間とされていたことが確認でき、当該期間が申請免除期間となっているオンライン記録に不自然さは見受けられない。

その上、申立期間③については、申立人の夫も同期間の保険料が未納となっているが、当該期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の時期であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化等事務処理の機械化が図られていた状況下において、夫婦共に年金記録管理に過誤が生ずることは考え難い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 1025

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで

申立期間当時、私は県外の大学に行っていたが、母親が国民年金の加入手続をしてくれて、国民年金保険料も支払ってくれていた。現在、資料は残っていないが、母親は確かに保険料を支払ったと言っている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親に聴取しても、加入手続及び保険料納付についての具体的な記憶は無く、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立期間について、申立人の名前の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、町役場から年金手帳と納付書が送られてきたが、当時は学生で、保険料も高額であったため、就職後に納付するつもりでいた。平成9年4月に初任給が出てから、その年の夏頃までには納付したと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付場所及び納付金額等についての具体的な記憶も無く、納付時期についても、「平成9年4月25日に初任給が出てから、その年の夏頃までには納付したと思う。」としており、明確であるとは言い難い。

また、申立人の年金手帳は平成9年3月12日に交付されていることから、年金手帳の交付と併せて申立期間に係る納付書が送付されることを想定した場合、現年度納付書が送付されることとなると考えられるが、当該納付書による保険料納付については、同年4月末までに行わなければならない、同年5月以降になると、申立期間は過年度納付対象期間となり、当該納付書により保険料を納付することができない。

さらに、申立期間及び申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、いずれも平成9年1月の基礎年金番号導入後の時期であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化等事務処理の機械化が図られていた状況下において、年金記録管理に過誤が生ずる可能性は低いものと考えられる上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年6月から平成元年3月まで  
20歳になったので、母親が国民年金に加入してくれた。国民年金保険料も母親が毎月集金人に支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親は、申立人が20歳に到達した際に、A市において加入手続を行い、同市において保険料を納付していたと主張しているが、戸籍の附票によると、申立人は、昭和60年5月7日から平成元年3月27日まで、B市に住居登録を有していることが確認でき、同市に住居登録を有している期間については、A市において国民年金に加入し、保険料を納付することはできない。

また、申立人の母親は、「私たち夫婦の国民年金保険料と併せて3人分の保険料を毎月集金人に支払っていた。」ともしているが、申立期間について、申立人の両親は国民年金被保険者ではなく厚生年金保険被保険者であることから、3人分の国民年金保険料を一緒に納付することも考え難く、申立人の母親の供述に不合理な点がみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権により払い出されたものである上、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、平成元年4月から同年6月頃にかけて払い出されたものとみられるほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から6年6月まで

平成6年6月から同年7月頃、母親が、私に代わり国民年金の加入手続きを行い、それまでの未納分である申立期間の国民年金保険料をまとめて支払ってくれた。それ以降、7年11月に口座振替にするまで、毎月、郵便局で納付してくれていた。申立期間の年金記録が未納となっているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年12月に払い出されており、当該記号番号に係る国民年金保険料の納付状況をみると、8年8月に、6年7月から7年3月までの保険料を過年度保険料として遡及納付していることが確認できる。申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の母親は、納付した時期や、申立人の保険料についてであったかなどは明確ではないながらも、これまでに保険料を遡及納付したことは一度だけであると供述している上、当該期間後の保険料は現年度納付されていることや、申立人の母親の国民年金加入期間に保険料を遡及納付した期間が無いことなどを踏まえると、申立人の母親が行ったとする遡及納付は、当該期間に係る過年度納付であると考えるのが自然である。

さらに、平成6年7月から7年3月までの国民年金保険料が過年度納付された8年8月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月から51年9月まで  
昭和46年10月に婚姻しており、婚姻前は母親が、婚姻後は妻が、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料納付について調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親又は申立人の妻が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の母親も他界しているため、加入手続の状況及び申立人が婚姻するまでの期間の保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は昭和46年10月に婚姻しており、申立人は、婚姻後は申立人の妻が、夫婦の国民年金保険料を併せて納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年10月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたものと考えられる上、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の名前の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の妻に聴取したところ、婚姻後しばらくは、申立人と妻自身の保険料納付は別々に行っていた旨供述しており、申立人の説明と一致しておらず、申立内容に不合理な点もみられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 1030

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月、同年2月、平成2年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月及び同年2月  
② 平成2年5月及び同年6月

申立期間①については、20歳になった時に、両親が私の国民年金加入手続をしてくれて、国民年金保険料も支払ってくれていたと思う。

申立期間②については、会社を退職後、自分で町役場へ行き、国民年金保険料を支払った記憶がある。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の両親又は申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間①について、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の両親も他界しているため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である上、申立期間②についても、加入手続についての申立人の記憶は曖昧であり、具体的な供述を得ることはできなかつたほか、明確ではないとしながらも納付したとする保険料額も、実際の保険料額と相違している。

さらに、申立期間について、申立人の名前の読み方を変えるなどして調査しても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間はいずれも国民年金の未加入期間となっている上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成18年3月6日から20年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成20年1月から21年2月までの期間については、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から21年1月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月6日から21年3月6日まで

申立期間について、私が保管している給与明細書の総額とオンライン記録の標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年3月6日から21年3月6日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年3月6日から20年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年1月1日から21年3月6日までの期間について

は、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成18年3月6日から20年1月1日までの期間について、申立人及びA社から提出された給与明細書の写しによると、支給総額とオンライン記録の標準報酬月額が相違していることが確認できる。

しかしながら、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の場合、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できる上、B健康保険組合から提出された加入記録の標準報酬月額についても、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成20年1月1日から21年3月6日までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から21年1月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

## 三重厚生年金 事案 1597

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年から 27 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 30 年 11 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで

長女を昭和 23 年\*月に出産した後 1 年ほど経過してから A 社（現在は、B 社）C 部に入社したのに、27 年 9 月 1 日からしか記録が無い。また、30 年 11 月からは病気で 1 年ほど休職していたが、その後復職し働いていたのに、35 年 1 月 1 日からしか記録が無い。休職期間中も含め厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の営業先の事業所が、昭和 25 年 1 月 14 日付けに発出した申立人が営業を行うため事業所に入出入りすることを承認した旨の証明書の写し、及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間①のうち、同日時点において、A 社 C 部に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間①に A 社 C 部に在職した同僚 4 人に照会したところ、いずれも当時の記憶は不明確であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

また、申立人が同期間に勤務していたとする同僚についても、申立人と同日に資格取得していることから、当該事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、A 社 C 部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、オンライン記録と一致しており、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票からも、申立人は、昭和 27 年 9 月 1 日に資格取



得していることが確認できる。

申立期間②について、申立人が提出したD健康保険組合発行の傷病手当金支給決定通知書には、申立人が昭和30年11月1日に資格喪失していることが記載されており、これは厚生年金保険被保険者台帳、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致する。

また、申立人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の記録と一致しており、申立期間②に係る加入記録は無い。

さらに、申立期間②にA社C部に在職し、申立人とともに昭和35年4月1日に同社E支社に異動した同僚8人に照会したところ、いずれも当時の記憶は曖昧であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、B社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が所持するA社における給与明細書及び封筒については、支給年月が不明であり、申立期間①及び②に係る給与明細書であることを確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1598

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年から 49 年まで  
② 昭和 49 年から 50 年まで  
③ 昭和 50 年から 51 年まで  
④ 昭和 51 年から 54 年まで

申立期間①はA社（現在は、B社）、申立期間②はC社（現在は、D社）、申立期間③はE社、申立期間④はF社に勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社において、厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

また、B社に申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、「申立期間における被保険者資格取得及び資格喪失の届出は行っておらず、保険料の控除、保険料の納付は行っていない。」と回答があった上、同社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者記録は、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 46 年 5 月 19 日から同年 9 月 14 日までの期間及び 47 年 5 月 1 日から 48 年 5 月 8 日までの期間について、他事業所において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録を確認したところ、事業所名称は不明

であるものの、昭和 48 年 8 月 21 日に資格取得、49 年 1 月 20 日に離職しており、これはオンライン記録と一致している。

申立期間②について、C社において、厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

また、D社に申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、「申立人に係る記録は無い。」と回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 49 年 2 月 1 日から 50 年 11 月 26 日までの期間について、他事業所において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

申立期間③について、E社において、厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人のことを記憶している同僚がいるものの、勤務時期については記憶しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、E社は平成 22 年 7 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、商業登記簿謄本により判明した元代表取締役の申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料が無いため不明と回答しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③のうち、昭和 50 年 12 月 1 日から 51 年 6 月 21 日までの期間について、他事業所において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

申立期間④について、F社において、厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人のことを記憶している同僚がいるものの、勤務時期については記憶しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、F社に申立人の申立期間④に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、「申立てどおりの届出、納付は行っていない。当時は、一定の販売実績に達しないと社会保険に加入させないというルールがあった。」と回答していることから、同社においては、必ずしも勤務期間について厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、F社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載

されている被保険者記録は、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間④のうち、昭和 52 年 3 月 1 日から 53 年 3 月 2 日までの期間について、他事業所において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

また、申立人の F 社における雇用保険の加入記録を確認したところ、昭和 50 年 12 月 1 日に資格取得、51 年 6 月 20 日に離職しており、このほかに申立期間④に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1599

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月1日から48年3月31日まで  
年金事務所の記録では、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和43年7月1日となっているが、これ以降も5年ぐらい勤務していたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚(申立人が記憶している同僚を含む。)に照会したところ、申立人のことを記憶しているものの、勤務時期については記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況についての供述を得ることはできなかった。

また、A社は、平成14年11月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、商業登記簿謄本により判明した代表取締役(申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料が無いため不明と回答しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録を調査したところ、昭和39年3月17日資格取得、43年6月30日離職となっており、申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1600

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 26 日から 49 年 4 月 1 日まで  
以前に勤めていた時の先輩が、A事業所に転職をしており、その先輩の紹介により、同事業所で働くようになった。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者だったので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はA事業所に勤務していたと主張しているが、法務局に照会しても、同事業所に係る法人登記の記録（法人登記簿）は無いとの回答があり、当時の役員等関係者の所在も判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が勤務していたとする「飲食店」はサービス業に該当する業種であり、申立期間当時、厚生年金保険法に基づく適用事業所の業種には該当しておらず、社会保険庁長官（当時）の認可を受けて適用事業所となることのできる業種であるが、オンライン記録によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所としては確認できない。

さらに、申立人は、当該事業所の親会社はB社であったと供述しており、C社の関連会社であると考えられることから、同社に照会したところ、D社という事業所が存在していたとの回答が得られたものの、オンライン記録によると、同事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 三重厚生年金 事案 1601

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から11年11月30日まで  
平成4年7月から6年11月までは53万円、同年12月から11年10月までは36万円の標準報酬月額だった。申立期間の標準報酬月額は誤っていると思うので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成6年12月の標準報酬月額については、当初、50万円と記録されていたところ、7年1月24日付けで、遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間において、自身がA社の事業主であったとしており、商業登記簿謄本によると、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社には当時の資料は残っておらず、年金事務所にも同社の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等の資料は残っていないところ、オンライン記録によると、上記の訂正処理は随時改定が行われた日の翌月に行われている上、平成7年10月から11年10月までの標準報酬月額は9万2,000円又は9万8,000円で定時決定されていることを踏まえると、上記の訂正処理が誤ってなされたとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成4年7月から6年11月までの標準報酬月額については、当初に決定された標準報酬月額から変更されておらず、減額処理された痕跡は見当たらない。

加えて、申立人は、「事業主である私の標準報酬月額が10万円を下ることはあり得ない。」と主張しているが、「私は事業主であり、社会保険関係の手続は自身が行った。」旨の供述を踏まえると、申立人が関与せずに社会保険事務所

(当時)において標準報酬月額の設定がなされたとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の記録訂正処理に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の事業主として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1602

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 18 日から 38 年 9 月 22 日まで  
私は、A社に勤務した期間について脱退手当金が支給されたこととなっているが、請求手続をした覚えは無く、脱退手当金を受領した記憶も無いため、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の同僚が退職時に事業所から脱退手当金を受領した旨供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があるものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間が計算の基礎とされておらず、未支給となっている。しかしながら、申立期間の厚生年金保険被保険者番号と申立期間より前の厚生年金保険被保険者番号は別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいふことができない。

さらに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。